

## 税務調査が本格化する時期です

# もしも税務調査になったら民商に相談を！

税務署の人事異動は毎年7月に行われます。例年、この異動後に税務調査が本格化します。

**税務調査は「任意」です 都合の悪い時は日程の変更もできます**

税務調査は「任意調査」です。任意調査である以上、納税者の同意が前提ですから、都合が悪い時は日程を変更することもできます。

平成25年から税務調査の事前通知が原則として義務化されました。しかし、事前通知は文書で行うよう求める民商の再三の要請にも関わらず、相変わらず文書ではなく電話で行われていますし、事前通知なしの調査も行われているのが実情です。

**もしも税務調査になったら？ 一人で悩まず民商に相談を！**

電話で事前通知があったり、突然税務署員が現れたりしたら、誰でもビックリしますよね。そんなときは、相手の氏名と所属部署を確認し、「都合が悪いので、こちらから日程を連絡する」と言ってお帰りもらい、すぐに民商まで連絡しましょう。

民商では、支部役員や班で「対策会議」を開き、税務署への対応をよく相談してから調査に臨んでいます。また、人権無視の調査が行われないよう、調査時には仲間が立ち会っています。

税務調査になったら、一人で悩まずにまずは民商まで相談しましょう。

1. 自主申告こそ納税者の基本的な権利です。
2. 税務署員の身分証明書を出させて相手の身分を確かめること。
3. どんな要件で何の調査に来たのか理由を確かめること。
4. 突然の調査で都合が悪いときには日を改めさせることができます。
5. 納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして座敷などを一人歩きさせないこと。「令状なしで侵入、捜査及び押収を受けることのない権利」
6. 検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、したがって承諾なしに勝手に引き出しを開けたりする調査は違法であるからハッキリことわること。
7. 調査はその目的の範囲内に限定されること。
8. 調査に応じるときは信頼される人の立ち会いの上で進めること。
9. 納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査はことわること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」
10. 印鑑は命。税務署員に“捺印”を求められた場合どんな書類でもその場ですぐに押さず、よく考えてからにすること。



## 夏期休業のお知らせ

8月14日(月)～16日(水)は、事務所は夏期休業です。ただし、8月11日(金)は「山の日」、12日・13日は土日のため、8月11日(金)～13日(日)も休業となります。通常業務は8月17日(木)から再開します。

今年も好評発売中！  
小豆島のそうめん  
1.8kg 2,200円



## 青年部バーベキュー大会を開催します！

とき：8月27日(日)  
12時～14時(予定)  
ところ：ことぶき公園・公民館  
(事務所からすぐ)  
内容：バーベキュー  
ビール  
流しそうめん(予定)

※詳細は追ってお知らせします。

青年部員・青年部対象者だけでなく、元青年や奥さん・子どもさんの参加も大歓迎です！ お気軽に参加ください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀